

太陽光発電設備等に係る償却資産の申告について

1 太陽光発電設備等の申告

太陽光発電設備等が償却資産の申告の対象になる場合には毎年1月31日までに所有状況を申告していただく必要があります。

※なお、1月31日が土日祝日の場合は、翌開庁日までに申告をお願いいたします。

2 償却資産の申告の対象（設置者・発電規模別）

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
法人	償却資産として申告の対象になります。	
個人 (事業用)	飲食店や不動産貸付業、工場などの事業を営む方が、その事業のために設置した場合は、償却資産として申告の対象になります。	
個人 (住宅用)	事業用資産となり、償却資産として申告の対象になります。	売電するための事業用資産とはみなさないため申告は不要です。

※詳しくは裏面のフローチャートをご覧ください。

3 償却資産にあたる太陽光発電設備

- ・太陽光パネル ※
- ・架台 ※
- ・接続ユニット
- ・パワーコンディショナー
- ・表示ユニット
- ・電力量計 等

※家屋に一体の建材（屋根材など）として設置した場合は「家屋」として評価の対象となるため、償却資産としての申告は不要です。

4 課税標準の特例について

次の条件を満たす場合、最初の3年間は固定資産税の課税標準額の軽減の対象となります。

（償却資産の申告時に「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しを提出してください。）

（1） 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した設備であること。

（2） 固定価格買取制度の設備認定の対象外であること。

償却資産の申告は期限内をお願いいたします。

未申告の事業者へは、申告を促すための督促等を行います。

申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、資産を取得された翌年度まで（原則として、地方税法第17条の5第5項の規定により5年分）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり一括払い（納期は1回のみ）となりますのでご注意ください。

太陽光発電設備の申告 フローチャート



START

太陽光発電設備を設置する
所有者の方が
A. 法人
B. 個人

B

店舗やアパート経営、農業などの
個人事業を営んでいて、太陽光発
電設備を
A. 事業用に使用している
B. 事業用に使用していない

B

太陽光発電総出力規模が
A. 10kW以上である
B. 10kW未満である

B

償却資産として申告が必要です。

所有されている太陽光発電設備は事業用・売電事業
用の資産となります。

償却資産にあたる太陽光発電設備の詳細は、「3
償却資産にあたる太陽光発電設備」をご覧ください。

償却資産として申告は不要です。

ただし、利用目的が家庭用ではなくなっ
た場合や太陽光発電設備を増設した場合は
申告が必要になる可能性があります。

※松伏町では、個人が住宅に設置した太陽光発電設備については、発電能力10kW以上を事業用として申告の
対象としています。（売電を行っているとはみなします。）